

その他取引の仕組み(平成10年産～平成14年産)

補完的取引

事 項	補 完 的 取 引	(参考) 自主流通米入札取引(基本取引)
取引の性格	<ul style="list-style-type: none"> 基本取引に上場している産地品種銘柄について、基本取引のほかに、センターにおいて販売する途を拓くことにより不透明なリベート取引を抑制するとともに、売り手に値頃感を把握する機会を与える。 	
取引方法	(1) 売り手は、「補完的取引」において売り渡すことを希望する場合は、センターに対し速やかに申し出る。(申出の締切り日を設ける。) (2) センターは、上記の申出があった場合は、買い手に当該内容を通知し、買い手からの申込に対して、以下の方法により売り渡しを決定する。 ①指標価格以上の価格での申込にあっては高い方から自動的に決定する。 ②指標価格を下回る価格での申込にあっては、センターはこれを価格順に整理(買い手名は伏せる。)し売り手に提示した上で、売り渡しを認める価格を確認の上決定する。	
売り手	<ul style="list-style-type: none"> 基本取引の売り手登録者 	<ul style="list-style-type: none"> センターの売り手登録者
買い手	<ul style="list-style-type: none"> 基本取引の買い手登録者 	<ul style="list-style-type: none"> センターの買い手登録者
取引対象米穀	<ul style="list-style-type: none"> 基本取引に上場している産地品種銘柄 	<ul style="list-style-type: none"> 産地品種銘柄別の自主流通米
申出(込)の下限值	<ul style="list-style-type: none"> 1回当たり運送単位(1車＝概ね9.6トン)以上 	<ul style="list-style-type: none"> 1回当たり200トン以上
受渡地	<ul style="list-style-type: none"> 当該銘柄の基本取引の受渡地に同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> 東京又は大阪(産地渡しも認める)
運賃加減	<ul style="list-style-type: none"> 基本取引に準じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 別表第3号運賃加減表による
包装代	<ul style="list-style-type: none"> 基本取引に準じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 別表第6号包装代による
受渡時期	<ul style="list-style-type: none"> 翌月末まで。 	<ul style="list-style-type: none"> 翌月末(暫くの間は翌々月末)まで
希望価格等の申出	<ul style="list-style-type: none"> 設定しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 希望価格及び希望落札数量の申出を認める。
希望価格の上限額	<ul style="list-style-type: none"> 設定しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 前年産の最終3回の平均指標価格
申込価格	<ul style="list-style-type: none"> 基本取引に準じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 60kg(又はフレコン)当たり裸、消費税抜き価格
申込数量の上限	<ul style="list-style-type: none"> 設定しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 上場数量の1/3以内
売買契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> 基本取引に準じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 売り手・買い手で売買契約を締結

(注)受渡地が産地の場合は基本取引の運賃加減表は適用しない。

試行的取引

事 項	試 行 的 取 引	(参考) 自主流通米入札取引(基本取引)
取引の性格	・ これまで上場していない銘柄、基本取引への上場資格はあるが上場していない者等に対し、試行的な上場の機会を付与することにより、基本取引の上場銘柄の多様化に資するとともに、基本取引への参加を促進する。	
取引方法	・ 基本取引に準じる。	
売り手	・ 基本取引の売り手登録者及び基本取引の売り手登録が行える者	・ センターの売り手登録者
買い手	・ 基本取引の買い手登録者	・ センターの買い手登録者
取引対象米穀	・ 産地品種銘柄別の自主流通米。なお、基本取引の地域区分銘柄となっていないものについても地域を明示することができるなど、基本取引と異なる区分をすることができる。	・ 産地品種銘柄別の自主流通米
申出(込)の下限値	・ 1回当たり運送単位(1車＝概ね9.6トン)以上	・ 1回当たり200トン以上
受渡地	・ 基本取引に準じる。	・ 東京又は大阪(産地渡しも認める)
運賃加減	・ 基本取引に準じる。	・ 別表第3号運賃加減表による
包装代	・ 基本取引に準じる。	・ 別表第6号包装代による
受渡時期	・ 翌月末まで。	・ 翌月末(暫くの間は翌々月末)まで
希望価格等の申出	・ 希望価格の申出を認める。(センターが不相当と認める場合は上場を認めないことがある。)	・ 希望価格及び希望落札数量の申出を認める。
希望価格の上限額	・ 設定しない。	・ 前年産の最終3回の平均指標価格
申込価格	・ 基本取引に準じる。	・ 60kg(又はフレコン)当たり裸、消費税抜き価格
申込数量の上限	・ 13年産以降 基本取引に準じる。 / 12年産以前 設定しない。	・ 上場数量の1/3以内
売買契約の締結	・ 基本取引に準じる。	・ 売り手・買い手で売買契約を締結

(注)受渡地が産地の場合は基本取引の運賃加減表は適用しない。

卸間取引

事 項	卸 間 取 引	(参考) 自主流通米入札取引(基本取引)
取引の性格	・ センターにおいて指標価格と実勢価格の乖離のチェックを行えるよう、センターにおいても実勢価格の一部を構成していると考えられる卸間取引を行う。	
取引方法	・ 基本取引に準じる。	
売り手	・ 基本取引の買い手登録をした卸売業者	・ センターの売り手登録者
買い手	・ 基本取引の買い手登録をした卸売業者	・ センターの買い手登録者
取引対象米穀	・ 基本取引に準じる。	・ 産地品種銘柄別の自主流通米
申出(込)の下限值	・ 1回当たり運送単位(1車=概ね9.6トン)以上	・ 1回当たり200トン以上
受渡地	・ 東京又は大阪(在姿渡しも認める)	・ 東京又は大阪(産地渡しも認める)
運賃加減	・ 基本取引に準じる。	・ 別表第3号運賃加減表による
包装代	・ 基本取引に準じる。	・ 別表第6号包装代による
受渡時期	・ 翌月末まで。	・ 翌月末(暫くの間は翌々月末)まで
希望価格等の申出	・ 希望価格の申出を認める。(センターが不相当と認める場合は上場を認めないことがある。)	・ 希望価格及び希望落札数量の申出を認める。
希望価格の上限額	・ 設定しない。	・ 前年産の最終3回の平均指標価格
申込価格	・ 基本取引に準じる。	・ 60kg(又はフレコン)当たり裸、消費税抜き価格
申込数量の上限	・ 設定しない。	・ 上場数量の1/3以内
売買契約の締結	・ 基本取引に準じる。	・ 売り手・買い手で売買契約を締結

(注)受渡地が東京又は大阪の場合は基本取引の運賃加減表を適用する。

受渡地が在姿渡しとして売り手の指定する都道府県の場合は基本取引の運賃加減表は適用しない。

計画外流通米取引

事 項	計 画 外 流 通 米 取 引	(参考) 自主流通米入札取引(基本取引)
取引の性格	・ センターにおいて指標価格と実勢価格の乖離のチェックを行えるよう、センターにおいても実勢価格の一部を構成していると考えられる計画外流通米取引を行う。	
取引方法	・ 基本取引に準じる。	
売り手	・ 基本取引の売り手登録者及び基本取引の売り手登録が行える者	・ センターの売り手登録者
買い手	・ 基本取引の買い手登録者	・ センターの買い手登録者
取引対象米穀	・ 産地品種銘柄別の検査済みの計画外流通米(生産調整実施者が生産し、食糧法に基づく届出を行ったものに限る。)。生産者、栽培地域を明示できるほか、栽培方法、収穫後の調製方法等が特別なものについては、一定のルールの下にこれを明示することができる。	・ 産地品種銘柄別の自主流通米
申出(込)の下限値	・ 1回当たり運送単位(1車＝概ね9.6トン)以上	・ 1回当たり200トン以上
受渡地	・ 基本取引に準じる。	・ 東京又は大阪(産地渡しも認める)
運賃加減	・ 基本取引に準じる。	・ 別表第3号運賃加減表による
包装代	・ 基本取引に準じる。	・ 別表第6号包装代による
受渡時期	・ 翌月末まで。	・ 翌月末(暫くの間は翌々月末)まで
希望価格等の申出	・ 希望価格の申出を認める。(センターが不相当と認める場合は上場を認めないことがある。)	・ 希望価格及び希望落札数量の申出を認める。
希望価格の上限額	・ 設定しない。	・ 前年産の最終3回の平均指標価格
申込価格	・ 基本取引に準じる。	・ 60kg(又はフレコン)当たり裸、消費税抜き価格
申込数量の上限	・ 設定しない。	・ 上場数量の1/3以内
売買契約の締結	・ 基本取引に準じる。	・ 売り手・買い手で売買契約を締結

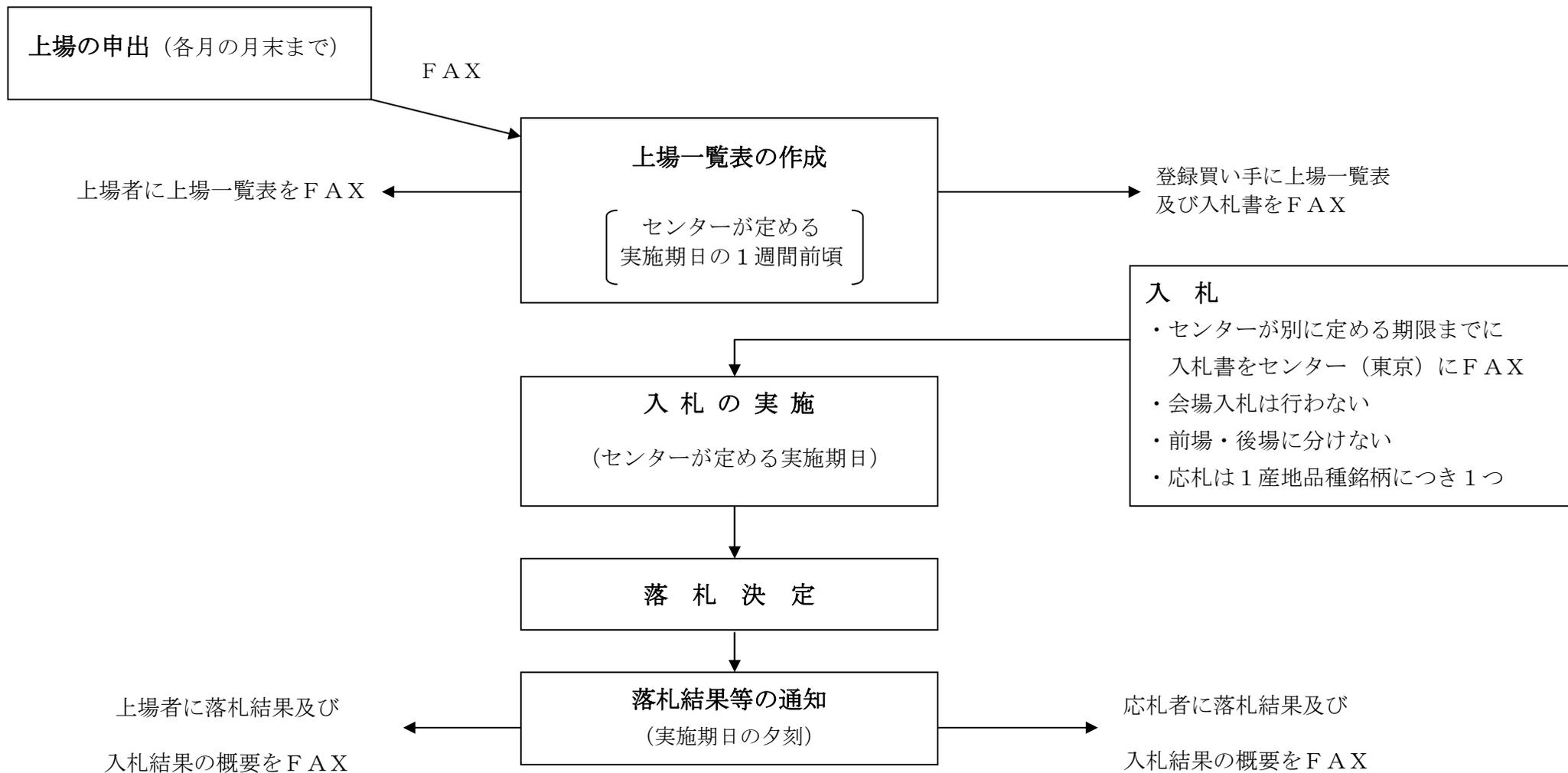
(注)受渡地が産地の場合は基本取引の運賃加減表は適用しない。

その他取引（4種類一括実施）の手順

（ 売 り 手 ）

（ 自主流通米価格形成センター ）

（ 買 い 手 ）



(注) 14年産から入札結果の概要をホームページに掲載するようルール改正した。13年産以前は参加者のみへの結果通知。

その他取引の手数料等

1 参加手数料（取引の成否にかかわらず徴収する。）

(1) 売り手

1回のその他取引への上場に当たり3千円（複数取引について、複数銘柄の上場が可能）（上場申出に際して徴収する。）

(2) 買い手

1回のその他取引への参加に当たり3千円（複数取引について、複数銘柄の申込が可能）（取引への参加に際して徴収する。）

2 落札手数料

卸間取引及び計画外流通米取引については、参加手数料のほか、成約した場合に、売り手・買い手双方からそれぞれ60kg当たり12円の落札手数料を徴収する。

支払方法

- ① 売り手は、成約価格に60kg当たり12円を上乗せした代金を買い手から徴収し、さらに売り手の分の落札手数料を合わせて、売り手が60kg当たり24円をセンターに支払う。
- ② 納入期限は取引終了後（現品引渡後）の翌々月末日までとする。

3 その他取引の手数料については、当面上記によることとするが、今後その実施状況を踏まえて見直すこととする。

（注）参加手数料及び落札手数料に係る振込手数料は参加者の負担です。